

桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月12日

桑名市教育委員会教育長 近藤久郎

桑名市教育委員会規則第1号

桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成29年桑名市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 参 考

(改正のあらまし)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。